



発行 東京都

目次

規則

○職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（総務局人事部制度企画課）

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（環境局環境改善部化学物質対策課）

○土砂災害警戒区域等の指定（建設局河川部指導調整課）

告示（公）

○教習指導員審査の実施

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（産業労働局商工部地域産業振興課）

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要（同）

○土地収用法による収用の裁決手続開始（東京都収用委員会）

規則

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年五月七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百五十五号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

別表口の表中「福祉保健局健康安全研究センター」を「福祉保健局健康安全研究センター」に改める。

産業労働局商工部

ター

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員給料の調整額に関する規則の規定は、令和三年四月一日から適用する。

告示

●東京都告示第七百一十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第二百七十二号及び令和三年東京都告示第三百五十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月七日

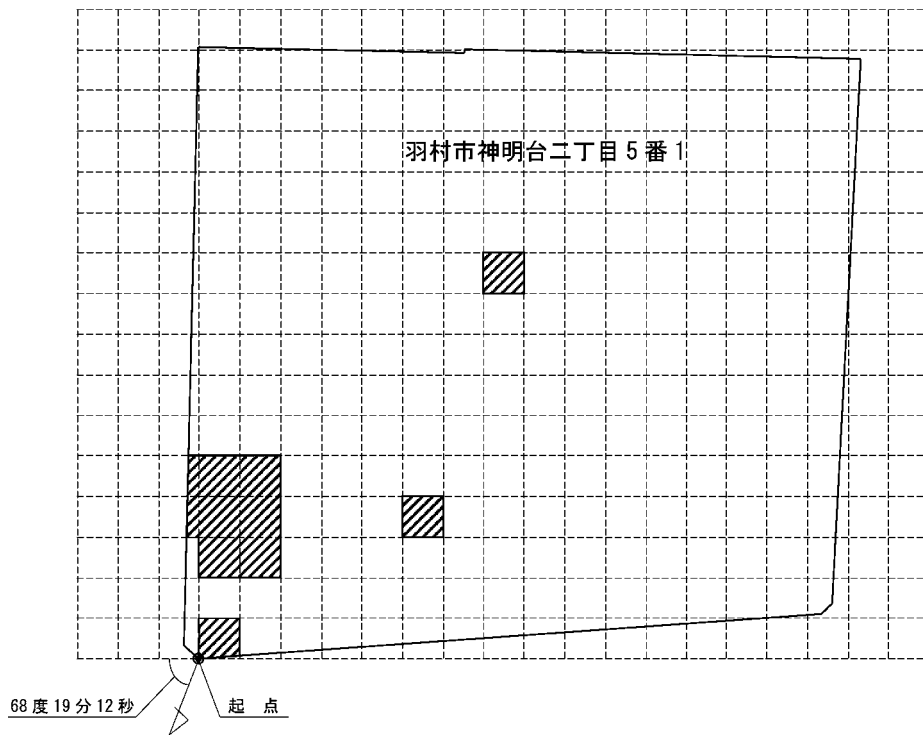
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（羽村市神明台二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去及び土壤汚染状況調査の実施

別 図



格子の回転角度【68度19分12秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起 点
 起点は、羽村市神明台二丁目5番1の最北端とする。

凡 例
 - - - 単位区画
 — 敷地境界線
 ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第七百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び品川区役所において縦覧に供する。

令和三年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
品川区	北品川五丁目	109001-K050	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
品川区	北品川五丁目	109001-K050	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第148号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月7日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

記

1 審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識
 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者
 5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和3年6月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和3年5月20日（木曜日）及び同月21日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

- ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年5月10日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- イ 写真は、申請書に貼り付けること。
- ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
- エ 運転免許証を提示すること。
- フ 審査手数料
11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。
- 8 携行品及び服装
 - (1) 携行品
 - ア 運転免許証
 - イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）
 - (2) 服装
自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付
合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先
警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年五月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。
令和三年五月七日

- 一 店舗名
東京都知事 小 池 百合子
大井競馬場前ショッピングモール
ウイラ大井
- 二 店舗所在地
品川区勝島一丁目六番
- 三 設置者名
東京都競馬株式会社
- 四 設置者住所
大田区大森北二丁目六番八号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称
DCMホームマック株式会社ほか三名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称
DCM株式会社ほか三名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
DCM株式会社ほか一名
- 八 変更前の小売業者の住所
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号（DCMホームマック株式会社）
- 九 変更後の小売業者の住所
品川区南大井六丁目二十二番七号（DCM株式会社）
- 十 変更前の小売業者の代表者名
白井 俊之（株式会社ニトリ）

十一 変更後の小売業者の代表者名
武田 政則（株式会社ニトリ）

十二 変更日
令和三年四月一日ほか

十三 届出日
令和三年四月十五日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十五 縦覧期間
令和三年五月七日から同年九月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
令和三年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
（仮称）いなげや東恋ヶ窪店

二 店舗所在地
国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一ほか

三 設置者名
株式会社いなげや

四 意見

ア 聴取者
国分寺市長

イ 概要
意見なし

ウ 収受日
令和三年三月十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年五月七日から同年六月七日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和3年5月7日

東京都収用委員会
会長 松尾 弘

1 起業者の名称 東京都
2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第19号線
3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
4 土地所有者の氏名及び住所
5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
6 裁決手続開始決定年月日 令和3年4月23日

別記

所在	裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	収用しようとする土地の面積 m ²	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都大田区蒲田三丁目	32番18	宅地	103.83	104.84	104.84	長島秀美 (持分 30000 分の 11414) 長島照雄 (持分 30000 分の 18586)	東京都大田区蒲田三丁目 24 番 3 号 東京都大田区蒲田三丁目 24 番 3 号				

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

